（法第23条第2項関係）

令和　　年　　月　　日

特定非営利活動法人　　　　　　殿

就任承諾書及び誓約書

住所又は居所

氏　　　　名

私は、特定非営利活動法人　　　　　の（理事・監事）に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

【特定非営利活動促進法第20条の規定】

　　次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

（１）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（２）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日

から２年を経過しない者

（３）以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

　　　・特定非営利活動促進法の規定に違反した場合

　　　・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合

　　　・刑法第204条[傷害]、第206条[現場助勢]、第208条[暴行]、第208条の２[凶器準備集合及び結集]、第222条[脅迫]、第247条[背任]の罪を犯した場合

　　　・暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合

　（４）暴力団の構成員等

（５）設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から２年を経過しない者

（６）心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

【特定非営利活動促進法施行規則第２条の２】

　　法第20条第６号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

【法第21条の規定】

　　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。